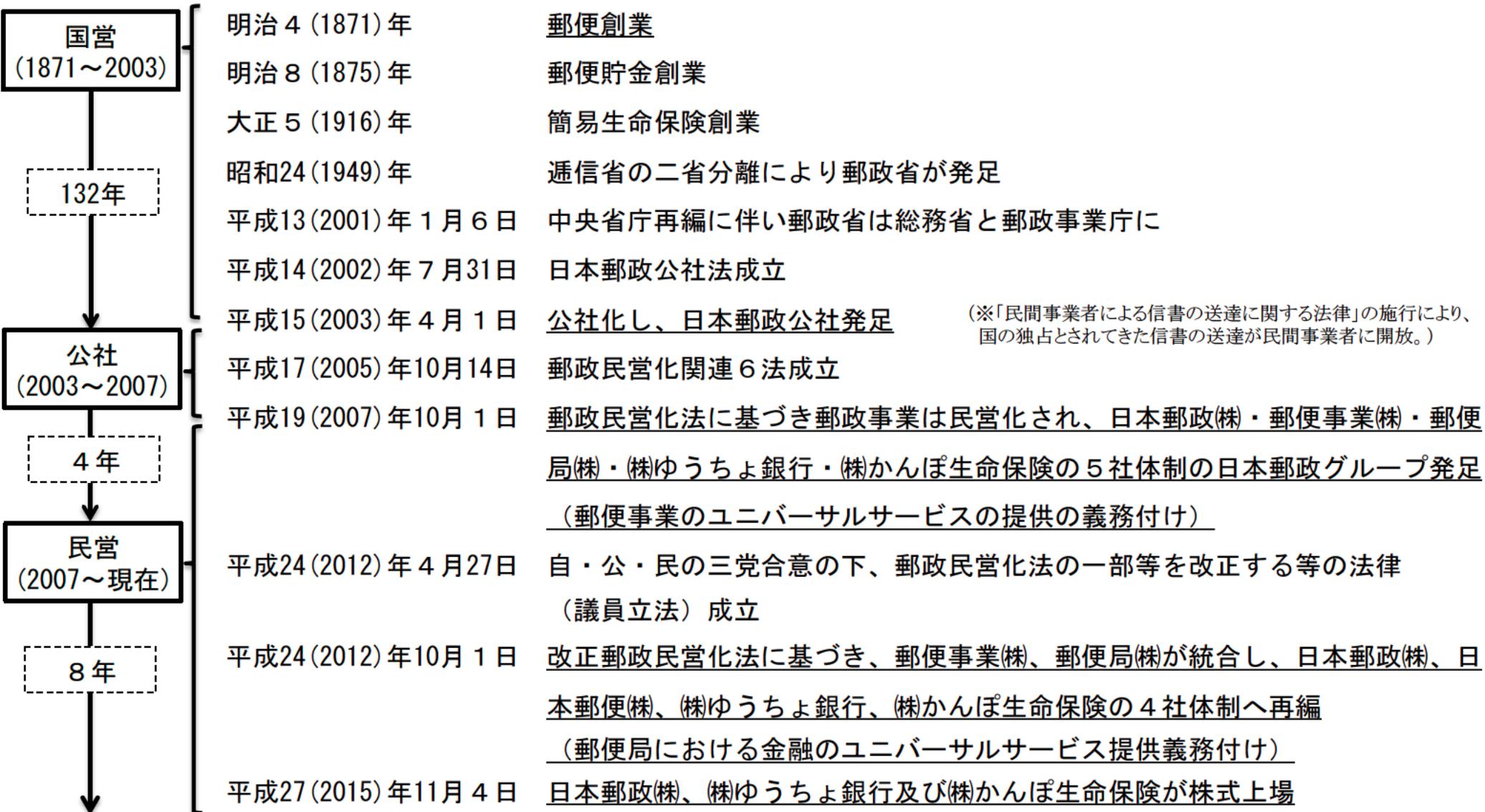


郵政事業のユニバーサルサービスの 現状について

平成 2 8 年 7 月



日本郵政グループ各社の概要

政府

日本郵政株式会社

議決権株式を88%保有

取締役兼代表執行役社長	長門 正貢(元シティバンク銀行(株)取締役会長)
社員数(正社員)	2,886名
主な支店等	病院(10)、宿泊施設(54)
純資産	15兆1,760億円(連結ベース)
主な事業	日本郵政グループの運営
経常収益(連結/単体)	14兆2,575億円/3,135億円
経常利益(連結/単体)	9,662億円/2,329億円
当期純利益(連結/単体)	4,259億円/943億円

数値は、平成27年度決算値

※1 主な支店等の数は、平成28年4月1日時点
 ※2 日本郵政(連結)、日本郵便、かんぽ生命の「当期純利益」は、「親会社株主に帰属する当期純利益」の数値。

議決権株式を100%保有

日本郵便株式会社 (郵便事業(株)+郵便局(株))

議決権株式を89%保有

株式会社ゆうちょ銀行

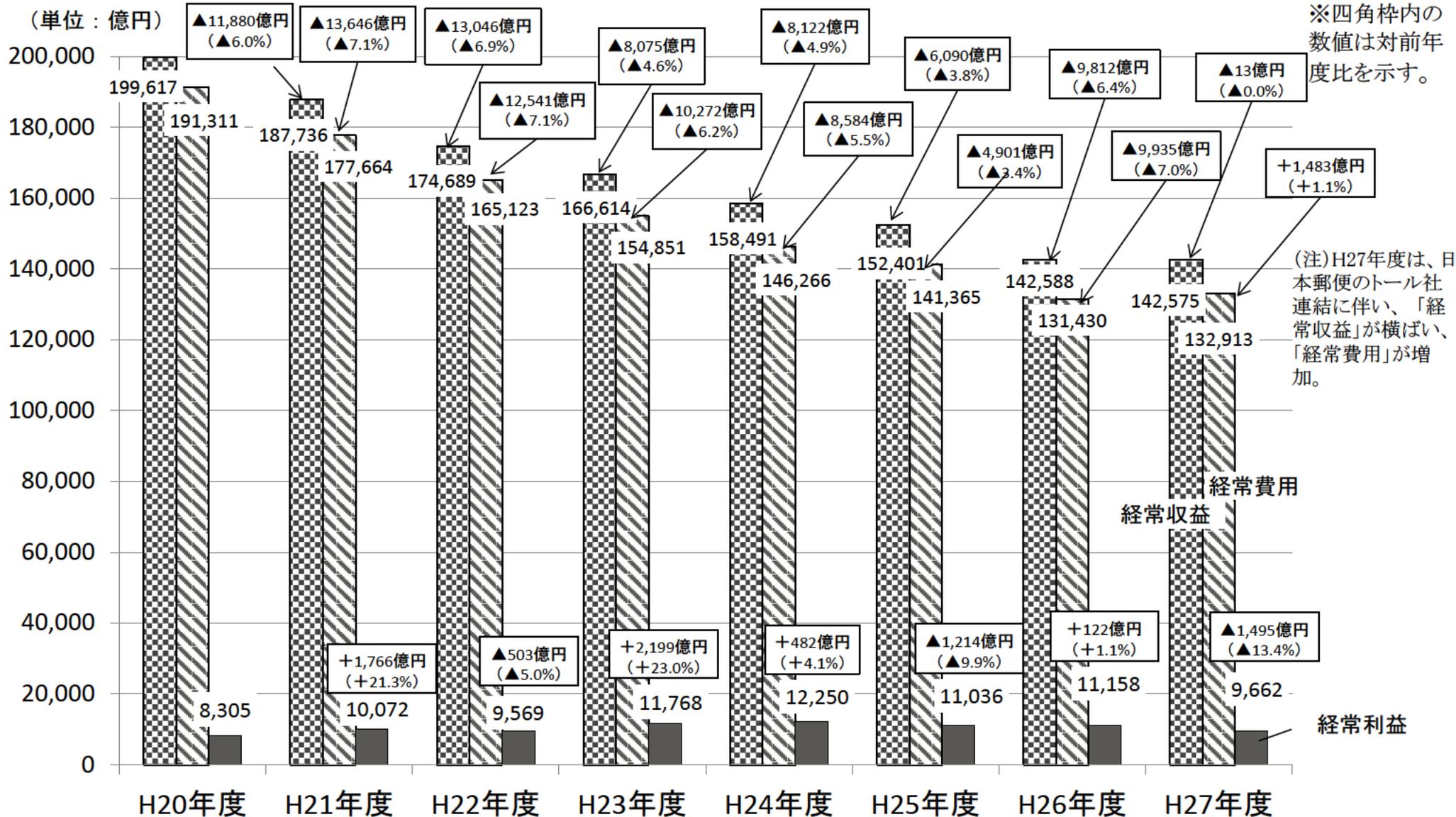
議決権株式を89%保有

株式会社かんぽ生命保険

社長	横山 邦男(元三井住友アセットマネジメント(株)代表取締役社長兼CEO)	池田 憲人(元(株)東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長)	石井 雅実(元(株)損害保険ジャパン代表取締役副社長執行役員)
社員数(正社員)	195,143名	12,905名	7,378名
主な支店等	支社(13)、郵便局(24,112)	直営店(234)	直営店(82)
純資産	1兆2,449億円(連結)	11兆5,081億円	1兆8,784億円(連結)
主な事業	郵便業務、国内・国際物流業、物販業 銀行窓口業務、保険窓口業務、不動産業	銀行業	生命保険業
経常収益	3兆6,484億円(連結)	1兆9,689億円	9兆6,057億円(連結)
経常利益	423億円(連結)	4,819億円	4,115億円(連結)
当期純利益	472億円(連結)	3,250億円	848億円(連結)

窓口業務の委託

日本郵政グループ(連結)の決算における収支の推移



- 日本郵政(株)及び日本郵便(株)は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

(郵政民営化法第7条の2第1項、日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条)

(注) (株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険には、ユニバーサルサービス提供義務が直接はかかっていない。

郵便局において提供されるユニバーサルサービス

郵便業務

- 1 郵便物の引受け
- 2 郵便物の配達
- 3 郵便切手等の販売

銀行窓口業務

- 1 通常貯金の受入れ
- 2 定額貯金及び定期貯金の受入れ
- 3 為替、払込み及び振替

保険窓口業務

- 1 普通終身保険及び特別終身保険の保険募集
- 2 普通養老保険及び特別養老保険の保険募集
- 3 1及び2に係る満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理

(参考) 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等

- ・ゆうパック(小包)、ゆうメール(メール便)の引受・配達
- ・預金者に対する貸付け、国債の販売、投資信託の販売
- ・学資保険の保険募集、定期年金保険の保険募集
- ・住民票の写しの引渡し

等

- 日本郵便(株)に課された郵便のユニバーサルサービスの提供の責務を果たすため、郵便法、郵便法施行規則等により、以下のユニバーサルサービスの提供が義務付けられている。

(1) 郵便のユニバーサルサービス (範囲)

サービスの範囲																	
対象サービス	<p>【郵便法に基づき提供される郵便サービス】</p> <p>○内国郵便</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">大きさ(注1)</th> <th rowspan="2">重さ(注1)</th> </tr> <tr> <th>最大</th> <th>最小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種郵便物(書状等)</td> <td rowspan="4">長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm</td> <td rowspan="4"> ①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可 </td> <td>4kg以下</td> </tr> <tr> <td>第二種郵便物(郵便葉書)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三種郵便物(定期刊行物)</td> <td>1kg以下</td> </tr> <tr> <td>第四種郵便物(点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子等)</td> <td>1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下</td> </tr> </tbody> </table>		大きさ(注1)		重さ(注1)	最大	最小	第一種郵便物(書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下	第二種郵便物(郵便葉書)	—	第三種郵便物(定期刊行物)	1kg以下	第四種郵便物(点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子等)	1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下
			大きさ(注1)			重さ(注1)											
		最大	最小														
	第一種郵便物(書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下													
	第二種郵便物(郵便葉書)			—													
第三種郵便物(定期刊行物)	1kg以下																
第四種郵便物(点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子等)	1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下																
(注1) 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能																	
(注2) 郵便葉書の規格は約款で規定 通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下																	
○国際郵便(通常(書状2kg以下、点字:7kg以下等)、小包30kg以下、EMS30kg以下)																	
○郵便物の特殊取扱(義務的特殊取扱) 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達																	

※ 荷物(いわゆる「ゆうパック」等)は、郵便法の規律の対象ではなく、宅配便事業等と同じ位置付けとされている。

※ 特殊取扱のうち、速達、代金引換及び年賀特別郵便等は、郵便法上、ユニバーサルサービスの提供は義務付けられていない。

(2) 郵便のユニバーサルサービス (水準)

	サービス水準
引 受	<p>【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト(郵便差出箱)の設置】 <small><郵便法第70条第3項、施行規則第30条第2項(郵便業務管理規程の認可基準)></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵政公社法施行時(平成15年4月1日)のポスト数を維持(約18万本) ・各市町村等内に満遍なく設置すること ・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること
	<p>【郵便局の設置】 <small><日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条第1項～第3項></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置すること
料 金	<p>【全国均一料金でなるべく安い料金】 <small><郵便法第67条、施行規則第23条></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便料金の事前届出制(郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金は事後届出制。第三種、第四種郵便物の料金は認可制。) ・最軽量(25g以下)の場合については、82円以下の料金
配 達	<p>【週6日 原則1日1回の配達】 <small><郵便法第70条第3項、施行規則第30条第3項></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・祝日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うこと
	<p>【(差し出された日から)原則3日以内に送達】 <small><郵便法第70条第3項、施行規則第30条第5項></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の地域からの差出しの場合を除き、3日以内に送達 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る) 2週間以内 ▶ 上記以外の離島 5日以内
	<p>【全国あまねく戸別(あて所)配達】 <small><郵便法第70条第3項、施行規則第30条第3項></small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の方法により配達できない交通困難地(冬期の山小屋など、日本郵便(株)が別に定める地域)あての場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること

(3) 金融のユニバーサルサービス

- 日本郵便株式会社法において、金融のユニバーサルサービスの提供の責務を果たすために日本郵便(株)が営むべきものとして、「銀行窓口業務」(銀行代理業)と「保険窓口業務」(生命保険に係る保険募集及び保険会社の事務の代行)を規定している。
- 銀行・保険窓口業務として営むべき役務については、総務省令において、「取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする」と規定されており、総務省告示において、関連銀行※1が(株)ゆうちょ銀行、関連保険会社※2が(株)かんぽ生命保険である場合の役務を定めている。

※1: 日本郵便(株)が銀行窓口業務契約を締結する銀行、※2: 日本郵便(株)が保険窓口業務契約を締結する保険会社

【銀行窓口業務として営むべき役務】

ゆうちょ銀行を所属銀行として営む銀行代理業	流動性預金の受入れ	通常貯金
	定期性預金の受入れ	定額貯金
		定期貯金
	為替取引	為替(普通為替、定額小為替)
		払込み(通常払込、電信払込等)
		振替(電信振替、自動送金)

【保険窓口業務として営むべき役務】

かんぽ生命保険を所属保険会社として営む保険募集	終身保険	普通終身保険 特別終身保険
	養老保険	普通養老保険 特別養老保険
かんぽ生命保険の事務の代行	保険金等の支払の請求の受理に関する事務の代行	満期保険金 生存保険金

郵便局数の推移

□ 郵便局の合計数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移。

直営局：20,241局(民営化時) → 20,165局(H28.6末)[▲76局]

簡易局：4,299局(民営化時) → 4,288局(H28.6末)[▲11局]

○ H28.6末現在 計24,453局

直営局：20,165局(うち一時閉鎖71局(うち震災の影響42局)) 簡易局：4,288局(うち一時閉鎖276局(うち震災の影響14局))

【郵便局数の推移】 (単位：局。下段括弧書きは、対前年度増減数)

	H18.3末	H19.3末	H19.10.1 (民営化時)	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.10.1 (統合時)	H25.3末	H26.3末	H27.3末	H28.3末	H28.6末
計	24,631 (▲47)	24,574 (▲57)	24,540	24,540 (▲34)	24,539 (▲1)	24,531 (▲8)	24,529 (▲2)	24,514 (▲15)	24,537	24,525 (11)	24,511 (▲14)	24,470 (▲41)	24,452 (▲18)	24,453 (▲12)
直営郵便局	20,221 (▲10)	20,218 (▲3)	20,241	20,243 (25)	20,246 (3)	20,236 (▲10)	20,233 (▲3)	20,217 (▲16)	20,240	20,227 (10)	20,209 (▲18)	20,187 (▲22)	20,165 (▲22)	20,165 (▲19)
簡易郵便局	4,410 (▲37)	4,356 (▲54)	4,299	4,297 (▲59)	4,293 (▲4)	4,295 (2)	4,296 (1)	4,297 (1)	4,297	4,298 (1)	4,302 (4)	4,283 (▲19)	4,287 (4)	4,288 (7)
うち一時閉鎖局	222 (60)	307 (85)	417	438 (131)	354 (▲84)	242 (▲112)	255 (13)	228 (▲27)	240	232 (4)	221 (▲11)	218 (▲3)	258 (40)	276 (47)

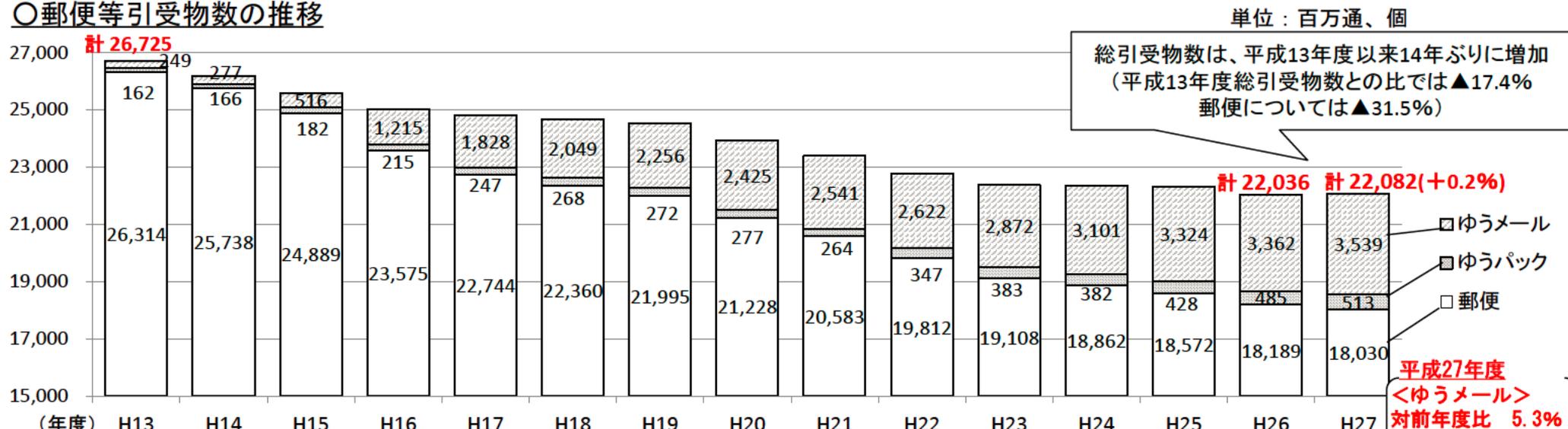
1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。

2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

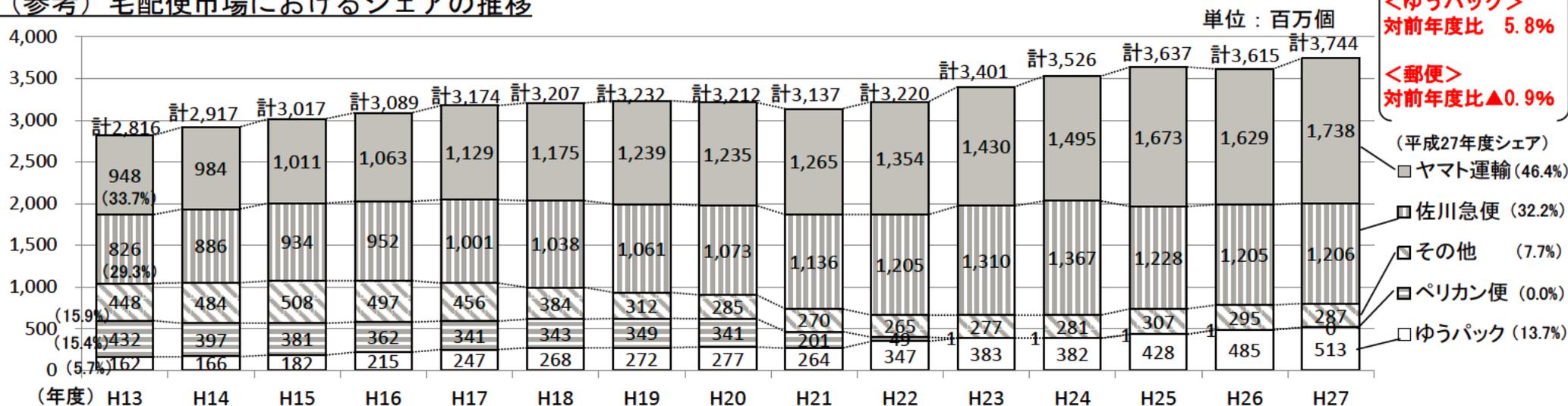
郵便引受物数等の推移

- 総引受物数（荷物含む）については、平成26年度比0.2%の増加となり、平成13年度のピーク以来14年ぶりに増加。
（郵便引受物数は、平成13年度のピーク時から毎年減少し、平成27年度はピークと比べ、31.5%の減少。）

○郵便等引受物数の推移



（参考）宅配便市場におけるシェアの推移



郵便・物流事業の概況

○郵便・物流事業セグメントにおける営業利益の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益 (郵便・物流事業セグメント)	448	427	▲1,034	▲223	374	94	▲103	67

※ 日本郵便(株)決算(単体)より。

平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

※ 印紙売りさばき、ロジスティクス事業等に係る収支が含まれており、郵便の種類別収支及び荷物の収支の合計額とは一致しない。

○郵便の種類別収支の推移

(単位：億円)

営業利益	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
郵便物	504	589	288	678	767	374	115	123
内国郵便	437	535	172	547	614	217	▲7	6
第一種	804	688	366	548	458	273	123	119
第二種	▲67	▲73	▲199	▲8	83	▲39	▲215	▲294
第三種	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11
特殊取扱	▲177	29	108	85	145	59	162	258
国際郵便	68	54	116	130	153	157	122	117

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

(参考) 荷物の収支の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益	▲36	▲127	▲1,185	▲774	▲416	▲332	▲208	8

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

諸外国の郵政事業のユニバーサルサービス

	米国	英国	ドイツ	フランス	イタリア	日本
人口・面積	人口:約3.21億人 面積:約983.3万km ²	人口:約6400万人 面積:約24.4万km ²	人口:約8100万人 面積:約35.7万km ²	人口:約6300万人 面積:約55.2万km ²	人口:約6200万人 面積:約30.1万km ²	人口:約1.27億人 面積:約37.8万km ²
提供主体	米国郵便庁 (USPS)	ロイヤルメール・グループ	ドイツポスト	ラ・ポスト	ポステ・イタリアーネ	日本郵便
(経営形態)	国営独立機関	株式会社	株式会社	政府全株保有の株式会社	株式会社	株式会社
郵便局数 (2015年度)	約36,000局 (委託局等含む)	約12,000局 (委託局等含む)	約28,000局 (委託局等)	約17,000局 (委託局等含む)	約13,000局 (委託局等含む)	約24,000局 (簡易局含む)
郵便収入 (2015年度)	約688億ドル (約8.4兆円)	約77億ポンド [*] (約1.4兆円)	約161億ユーロ (約2.1兆円)	約115億ユーロ (約1.5兆円)	約39億ユーロ (約0.5兆円)	約1兆8127億円
取扱物数 (2015年度)	約1542億通個 (うち書状等約1424億通)	約167億通個 (うち書状等約156億通)	約204億通個 (うち書状等約193億通)	約223億通個 (うち書状等約220億通)	約40億通個 (うち書状等約39億通)	約221億通個 (うち郵便物約180億通)
貯金	×	○(×)	×	○(○)	○(○)	○(○)
生命保険	×	○(×)	×	○(○)	○(○)	○(○)
ユニバーサルサービスの範囲	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便	郵便、簡易な貯蓄等、簡易な生命保険
郵便のユニバーサルサービスの範囲	USPSが提供しているサービス ※法令上、具体的な業務内容は特定されていない	・20kg以下の郵便物 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状(書留・保険付・代金引換を含む) ・20kg以下の宛名付小包	・2kg以下の書状 ・2kg以下の新聞等 ・20kg以下の小包 ・書留・保険付	・2kg以下の郵便書状 ・20kg以下の普通小包 ・書留・保険付	・4kg以下の郵便物 ・書留、内容証明等
水準に関する規定	あり	あり	あり	あり	あり	あり(郵便)
郵便サービス及び郵便局ネットワークの維持の方策	—	・郵便局ネットワークの維持等のために補助金を交付 ・ユニバ [®] 対象の郵便サービスの付加価値税(VAT)免除	・ユニバーサルサービスの十分な又は適切な提供のために基金を設置 ・ユニバ [®] 対象の郵便サービスの一部の付加価値税(VAT)免除	・地方部の郵便局の維持のために基金を設置 ・郵便局設置、割引サービス提供(出版物)のために補助金を交付 ・ユニバ [®] 対象の郵便サービスの付加価値税(VAT)免除	・ユニバーサルサービス維持のために基金を設置 ・①ユニバーサルサービスの確保、②割引サービスの提供(選挙候補者向け)のために補助金を交付 ・ユニバ [®] 対象の郵便サービスの付加価値税(VAT)免除	—

※英国の郵便収入は、ロイヤルメールとParcelforce Worldwideとの合算数値。

※為替レートは各年度の12月平均レートを使用。

※貯金、生命保険の行には提供の有無を○/×で表示。提供有り(○)の場合、括弧内に、提供するのが郵便事業体の関連会社(○)かそれ以外の会社(×)かを記載。